

## 令和3年第3回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年2月5日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 高 柳 誠  
同 委 員 新 井 良 保  
同 委 員 中 田 尚 代

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第7号 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- (2) 議案第8号 令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について
- (3) 議案第9号 令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について
- (4) 議案第10号 令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書

## 3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

#### 4 報告

##### (1) 教育長報告

令和3年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について  
 令和3年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について  
 貫井保育園大規模改修工事について  
 子育て施設等従事者特別奨励金の支給実績について  
 その他  
 その他

開 会            午前    10時00分  
 閉 会            午前    10時43分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事	山 本 浩 司
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから、令和3年第3回教育委員会定例会を開催する。  
それでは、案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は議案が4件、陳情11件、協議2件、教育長報告4件である。

- (1) 議案第7号 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- (2) 議案第8号 令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について
- (3) 議案第9号 令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について
- (4) 議案第10号 令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

教育長

初めに、議案である。  
議案第7号 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について。  
議案第8号 令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について。  
議案第9号 令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について。  
議案第10号 令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について。  
これらの議案については、関連する内容なので、併せて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いろいろと説明があったが、1か月緊急事態宣言が延びてしまったので、これまで取っていた措置と同じことを1か月延ばすということである。  
何かご質問、ご意見あるか。  
よろしいか。

高柳委員

緊急事態宣言の延長を踏まえての対応であるので、少年自然の家の休館とか施設の開館時間の短縮などは妥当だと思う。

教育長

ありがとう。  
ほかにいかがか。よろしいか。  
では、この辺でまとめたいと思う。  
議案第7号、第8号、第9号、第10号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第7号、第8号、第9号、第10号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書

教育長

次に、陳情案件である。

陳情の(11)令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書。

この陳情については、本日、新たに提出されたものである。

事務局より願います。

どうぞ。

事務局

それでは、読み上げさせていただきます。

陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書。

陳情代表者は記載のとおりである。

なお、署名数であるが、2月3日に追加で署名の提出があった。現在、378名である。

要旨。

1、区立小中学校に配備される予定のタブレットを用い、教職員の働き方改革の観点からも、配布物のオンライン化や出欠・成績の管理等、校務全体のデジタル化を推進し、早期に実施してください。

2、タブレットによるオンライン授業や課題配布等、あらゆる手段で「学びの保障」を確保してください。

以上である。

教育長

新しく陳情が出たので、要旨の読み上げを事務局にしてもらった。  
この陳情については、何か資料の要求等はあるか。

坂口委員

現在、児童生徒にタブレットが渡されている様子を学校通信などのお便りで見せていただいている。

学校と児童はどんな約束事を決めて渡されたのかと思って、知りたいと思った。開進第三小学校の学校通信の中に児童用タブレット配布についての約束事が書かれていた。

そこには、子供たちがランドセルに入れて毎日お持ちくださいとか、原則、家庭に持ち帰って、また持ってきてくださいというようになっている。

それから、保護者たちも、大事な学校からの借り物だから大事に扱うということを非常に念頭にしている様子が窺えるのだが、どのような約束事でお渡しになったのかということを知りたいと思った。

学務課長

現在の進捗も含めてご案内したいと思う。

タブレットは1月6日から配備が始まって、中学校では1月29日に配備を終えた。現在、小学校を進めており、2月26日までには全学校の全児童・生徒分のタブレットをお届けする予定であり、順調に進んでいる。

基本的な利用のルールということであるが、まず、我々として一番大切にしているのは、これは学校や教育で使うものであるもので、それ以外の用途には使わないでほしいといったことである。

当然ではあるが、例えばギャンブルの関係だとか、そういったホームページは見られないような設定や、ゲーム等のアプリケーションは入れられないような設定にしている工夫をしている。また、深夜の時間帯については使えないような制限などしているところである。

重さが1.35キログラムくらいあるので、小学校のお子さんにはちょっと重いという話もいただいているところであるので、各小学校分、また、特別支援学級がある学校の児童・生徒分の充電保管庫、入れておくとそのまま鍵がかけられて充電ができるような機械も配備して、各学校の運用で、徐々に家庭に持ち帰っていただきながらやり取りをしているところである。

特段大きなトラブル等は聞いていないが、今後、小学校での配備が進んでくると、また様々な課題が出てくるかと思うので、しっかり対応したいと考えている。

教育指導課長

保護者宛のガイドライン、それから、子供宛の指導の文書なども学校では配布している。さらには各家庭から同意書の提出も求めているところである。

同意書には次のような内容が書かれている。学校から貸与を受けるこのタブレットの利用において、以下の内容に同意する。目的以外には使用しないこと。学校の承諾なくほかの人に貸さないこと。故意に故障させないこと。適切に管理して紛失に注意すること。卒業や転出のときには附属品も含めて学校に返却すること。学校の承諾なく、自宅や学校以外の場所で利用しないこと。ガイドラインを遵守すること。以上の内容が盛り込まれた同意書の提出を求めている、子供たちへの貸与が始まっているということになる。

坂口委員

ありがとう。

教育長

今後、資料を提出して、陳情審議をしていきたいと思っているのでよろしく願います。

ほかにかがが。

新井委員

陳情の中で、教員の働き方改革という文言があったかと思うが、教員の出勤・退勤のシステム管理や徴収金のシステムによって、教職員と保護者の負担軽減等を含めて教員の働き方改革につながっていくのだらうと思う。

このほかに、こういう方向でこの働き方改革について考えているというようなことがあったら教えていただければありがたい。

教育指導課長

教員の働き方改革の推進においては、様々な角度からいろいろな方策を、講じているところである。

委員からお話のあった出退勤管理システムの導入、徴収金に関するシステムの導入も含まれる。

そのほかには人的な補充。例えばスクールサポートスタッフのような担任の業務を補助する人を配置したり、副校長の補佐としての人的配置をしている学校もある。こういったことを進めることによって、教員の働き方改革を推進している。

また、ICTに関連することだと、例えば、教材や教具の学級間での共有化。誰かがつくったものを同じ学年の先生と共有して、授業で使用できる。これも働き方改革を少し押し上げるものにもなると考えている。

教育長

働き方改革という観点からすると、いろいろなことをやっている。

ただ、この陳情でいうICTに関しての働き方改革でいうと、例えばICT支援員の増員とかもやっているんで、そういう内容が分かる資料を用意しておいていただければ審議がしやすいと思うので、事務局のほうで準備をお願いします。

新井委員

ありがとう。

教員の働き方改革と教員が子供と向き合う時間の確保という視点との関連について教えていただければと思う。

教育指導課長

教員の業務はかなりの時間を要するところがある。そうなると、どうしても子供たちに向き合う時間、例えば、補習の時間の確保がしにくいとか、個別のメンタルでの相談の時間が確保しにくいとかということが発生しがちである。

したがって、子供ファーストに考えていくなれば、そういった時間を確保するためには業務を軽減させていく必要があるだろうといった考えでやっている。

新井委員

ありがとう。

高柳委員

要旨1のところに、出欠・成績の管理等と書いてあるが、成績は一番大事な個人情報だと思う。

このタブレットを用いての成績の管理ということは法令や条例の規制、または、これは絶対に十分配慮しなければいけないというような取決めとか、そういうものは今の段階ではあるのか。

学務課長

タブレットを使って、子供たちが授業であったり、家庭学習で利用するに当たっては、区の個人情報保護審議会、つまり、個人情報保護条例に基づく審議会において議論がされているところである。

成績管理であるが、例えばタブレットを使って中間テストを行ったりとか、そういうことは全く考えていない。

あくまで授業の中で子供たちがドリルを解答したりとか、プレゼンテーションをするために議論してみんなで資料をつくったりというような活用を考えている。

成績の管理については、各学校では既に別の校務支援システムを使っているのだから、タブレットを使うことはないというように現時点では考えている。

高柳委員

そうすると、陳情に書いてある成績の管理については、今のところ個人情報の厳密な管理という観点から無理であろうというふうに考えてよろしいか。

学務課長

私どもとしてはこれを行う考えは現時点で持っていない。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

よろしいか。

今日は陳情の審議に入ることはしないで、資料のお求めがあればということでお聞きしたところだが、今後、審議をする際には、本日質問があったことを資料として出せるものについてはお出しいただき、そして、審議をしていきたいと思う。

それでは、この陳情については、本日はここまでとし、次回以降へ継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

そのようにさせていただく。

その他の継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思う。よろしく願います。

- (1) 教育長報告

令和3年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について  
令和3年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について  
貫井保育園大規模改修工事について  
子育て施設等従事者特別奨励金の支給実績について



教育長

次に、教育長報告である。

本日は4件報告する。

まず、報告の番と番だが、この2つは関連する事項なので、一括して説明をお願いし、質疑についても一括でお受けしたいと思う。それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

学校用務と学校の給食調理の業務についての民間委託について報告があった。

2件まとめて、何かご意見、ご質問あれば出してほしい。いかがか。

よろしいか。

それでは、この案件は終わる。

続いて、報告の番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

貫井保育園の大規模改修について、ご報告をさせていただいた。

いかがか。何かご質問、ご意見はないか。

新井委員

園庭の遊具の概要について教えてほしい。

子育て支援課長

改修前も改修後もあるものとしては、砂場、滑り台、鉄棒がある。

撤去するものが、ジャングルジム、ブランコ、タイヤの遊具。それを撤去した後に新しく設置するものが、登り棒とネット遊具。現場の保育士さん等の意見を聞きながら、そのような遊具を選んだ。

面積的には、遊べる面積を少し広くしたいということで、遊べる面積というのは今までよりも広くするというを想定している。

教育長

ほかいかがか。

坂口委員

昭和43年にできた建物だから、このリニューアルは非常に待たれていると思う。

いろいろな検討をしてこの図案が出来上がったのだと思うが、0歳児はなくなるとおっしゃったが、0歳児についての、それがなくなることについては十分検討された結果なのか。

保育課長

今回の改修工事に併せて、0歳児保育についてはやめることとした。

考え方であるが、大きく3つある。

目的の1つ目は、この保育園全体の定員を減らすことによって、いってみれば、ゆったり保育ができる。

近年、待機児童対策の観点から、可能な限り、弾力定員まで活用して、定員数を可能な限り増やすという運用を長年やってきた。

一方で、ここ近年は待機児童対策が大分進んできたこともあるので、本来の在り方というか、なるべく可能な限りお子さんの数を減らすことで保育士の負担を減らす。また、お子さんとしても、1人頭の面積がより広い環境で保育ができたほうが良いだろうということである。

2つ目は、昨年4月の待機児童については11名という話をご報告申し上げたが、11名は全て1歳児という状況である。

こうしたことから、現状、1歳児の受皿の確保が最重要課題というように考えている。

今回の改修に併せて、1歳児の定員については、現在7名のところ、改修後については10名と、1歳児枠に関しては、増やしているという状態である。

一方で、0歳児は、育児休業の取得が進んできたこともあって、全体の需要としては、1歳児に比べて縮小しているという現状がある。

こういったことを踏まえて、周辺の私立保育園で既に0歳児の受皿というのは十分あるとことが確認できているので、この園は0歳児を廃止するというのが3つ目である。

こうした工夫をしながら、区立保育園としての責務を果たしていきたいと考えている。

坂口委員

皆さんの計画の中身の充実ぶりを非常に理解できた。ありがとう。

教育長

ほかいかがか。

中田委員

屋上が、利用できるというのはすごくいいことだと思った。なかなか外に散歩に行くとなると、保育士の人数とかの確保が要るだろうが、この施設内で屋上が使えるというのはすごくいいことだと思った。

あと、3歳児の部屋が広がったということだったが、これも定員を増やす予定でな

ったのか、ゆったりするためにされたのかをお聞きしたいと思った。

保育課長

この園については、3歳児の定員そのものは変わらない。現状18名で、改修工事後についても、同じく18名。先ほど申し上げた、いわゆるゆったりと保育できるという点では効果があると考えている。

教育長

ほかいかがか。

新井委員

特別な支援を必要とする子供たち、いわゆる障害児保育についての現状はいかがか。

保育課長

従来から区立保育園については、1園につき定員3名。入園後に事後認定という形で発生した場合には、最大5名まで受け入れるという運用を統一的に取っている。  
令和2年度現在においては、本園は3名いらっしゃる場所である。

新井委員

その特別な支援を必要とする子供の中に医療的ケアの子供はいるか。

保育課長

本園については、医療的ケアの必要なお子さんは現在、在籍なしという状況である。

教育長

ほかはよろしいか。  
それでは、この案件については終わる。  
次に、報告の番について願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

練馬区としての保育事業を中心に、3万円の奨励金をお渡しし終わったので、その実績について、報告をさせていただいた。  
何かご質問、ご意見はないか。  
よろしいか。  
本日、ご用意した案件は以上となる。  
その他、事務局、何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様からは何かあるか。

よろしいか。

それでは、以上で第3回教育委員会定例会を終了する。ありがとう。